

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に係る公募要領

第1 総則

令和元年度土地改良区体制強化事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、事業内容等の詳細については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 公募対象補助事業

【目的】

今般の土地改良法の改正により、全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務づけられ、単式簿記による会計処理を行ってきた土地改良区が複式簿記に取り組むことになることから、複式簿記による会計処理へ速やかに移行できるよう、土地改良区の運営実態や会計処理の特性に配慮した会計ソフトの供給が急務となっている。

特に、小規模土地改良区^{*}においては、役員が直接会計処理を行う場合や他の法人の職員が兼務している場合も多いことから、本事業において、データ入力作業が従来の単式簿記の会計処理から大幅な変更を伴わず、簡単に操作ができる簡易で安価な複式簿記の会計ソフトの開発を行うことにより、土地改良区の適正な複式簿記の導入促進を図ることとする。

※ 全国の土地改良区の設立状況（面積規模別）は以下の農林水産省ホームページを参照。

URL：http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-20.pdf

【事業内容】

1 会計ソフトの開発等

複式簿記会計ソフト（以下「会計ソフト」という。）は、次の各事項により開発するものとする。

(1) 土地改良区会計基準等への準拠

本事業により開発する会計ソフトは、土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）及び土地改良区会計細則例（平成31年2月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）に準拠するものとする。

(2) 会計ソフトの仕様

① システム環境

ア ネットワーク環境

インターネット接続の有無に応じて、いずれにも対応して動作するものとする。

イ 動作方式

インターネット接続時には、都道府県土地改良事業団体連合会等が、クラウド方式等により土地改良区の会計を管理することを可能とするものとする。

ウ 稼働環境

Windows アプリケーションソフト方式の場合、Windows8.1、10 とする。クラウド方式によるブラウザ稼働の場合は、Microsoft Internet Explorer11.0 以降、

Microsoft Edge Ver20 以降とする。

エ ミドルウェア

会計ソフトを稼働させるためのミドルウェアが必要となる場合は、無償でダウンロードできるものか、CD-ROM等の無償配布により対応できるものとする。

② 搭載する機能

ア 対応する会計

一般会計及び特別会計（イの勘定科目により会計処理するものに限る。）による会計処理に対応するものとする。

イ 勘定科目

土地改良区会計基準に基づく勘定科目のみに対応するものとする。

（ア）表示科目は款・項とすることを原則とし、選択により目まで表示可能とする。

（イ）目・節において、事業地区名や土地改良施設名等の固有の名称を入力することを可能とする。

ウ 収入命令及び支出命令の自動仕訳

収入命令及び支出命令の入力により、自動仕訳できるものとする。

エ 振替命令

振替命令は、定期的が発生する振替仕訳をひな形として事前登録できるものとする。

オ 日々仕訳及び期末一括仕訳による財務諸表等の作成

日々仕訳及び期末一括仕訳のいずれの仕訳の方法によっても、財務諸表等を作成することができるものとする。

カ 土地改良施設の減価償却

土地改良施設台帳のExcelデータ（資産評価マニュアル（平成31年2月14日付け31農振第2941号農林水産省農村振興局整備部長通知）及び土地改良区会計細則例に規定する様式）の取り込み及び取り出しができ、毎年度、減価償却を行うことができるものとする。

キ 操作サポート

（ア）パソコンのディスプレイ上（ポップアップヒントやチャット等によるヘルプ機能）や音声により、会計ソフトの入力操作をアシストする機能を付加するものとする。

（イ）都道府県土地改良事業団体連合会が土地改良区との間で、遠隔操作によるサポートに対応できるものとする。

③ 機能の制限

小規模土地改良区における会計処理において、通常使用が想定されず、搭載する必要性が乏しいと考えられる次の機能等については搭載しないものとする。

ア 納付する消費税の算定に関する機能

イ 賦課徴収システムなどの他のシステムの付加や連携機能

④ 作成する帳票

作成及び出力可能な帳票は次のとおりとする。また、帳票はExcelデータ（カ〜ケは除く。）により作成されるものとする。

ア 現金預金出納帳

イ 収入整理簿

ウ 支出整理簿

エ 仕訳帳

- オ 総勘定元帳
- カ 収入命令書
- キ 支出命令書
- ク 振替命令書
- ケ 金融口座振込
- コ 日計表
- サ 月計表
- シ 精算表
- ス 貸借対照表（特別会計を追加する場合は、総括表を作成）
- セ 正味財産増減計算書（特別会計を追加する場合は、総括表を作成）
- ソ 収支予算書（補正収支予算書を含む。特別会計を追加する場合は、総括表を作成）
- タ 収支決算書（特別会計を追加する場合は、総括表を作成）
- チ 財産目録
- ツ 財務諸表に対する注記
- テ 収支決算書に対する注記
- ト 土地改良施設台帳（Excelファイルと連動）

（3）初期設定

会計ソフトの導入時の初期設定では、土地改良区において次の事項について容易に対応できるものとする。

- ① 土地改良区名の設定
- ② 金融機関・支店・口座の情報の登録・変更・削除
- ③ 収入命令・支出命令で表示する決裁者の役職名、起案者名の設定・変更・削除
- ④ 勘定科目の目・節の地区名及び施設名の設定・変更・削除

（4）開発期間

会計ソフトの開発期間（2の現場適合性調査の実施期間を含む。）は、補助金等交付者が決定した後、開発に係る農林水産省との契約の締結後おおむね6か月以内とする。

（5）補助対象経費

会計ソフトの開発（第2の3の（2）によるサポート対応に係る経費を含む。）に係る経費のうち、第6に規定するものを補助の対象とする。

2 開発した会計ソフトの現場適合性調査

会計ソフトの操作性及び視認性等の向上を図るため、土地改良区において現場適合性調査を実施するものとする。

（1）対象土地改良区

運営体制や財政規模等を考慮して、複数の土地改良区で実施することとし、対象土地改良区については、補助金等交付者が決定された後、補助金等交付者の提案を踏まえて農林水産省と協議して選定するものとする。

（2）調査内容及び方法

- ① 操作性・視認性の検証

土地改良区において会計ソフトを稼働させ、1会計期間における取引内容について貸借対照表等の財務諸表を作成し検証を行う。
- ② リモート操作機能の動作確認

都道府県土地改良事業団体連合会が土地改良区との間で、遠隔操作によるサポート

のためのリモート操作機能の動作確認を行う。

③ フィードバック

①及び②の検証の結果に基づき、会計ソフトの改善を行う。

(3) 補助対象経費

現場適合性調査に係る経費のうち、第6に規定するものを補助の対象とする。なお、現場適合性調査の対象とした土地改良区及び都道府県土地改良事業団体連合会に対する協力金についても、本調査の経費として補助の対象とする。

3 会計ソフトの販売及びサポート

会計ソフトの開発後、速やかに、土地改良区等に対して、会計ソフトの販売を行うとともに、販売後のサポート対応を行うものとする。

(1) 販売

① 販売価格

5万円（消費税を除く。）を上限とする。

② システムの導入方法

インターネット接続に対応する場合はダウンロードにより行い、インターネット接続に対応しない場合はCD-ROM等の配布により行うものとする。

また、クラウド方式による運用に対応する場合は、所要の契約等を締結するものとする。

③ 販売計画

第4の2の収益納付を行う期間における毎年度の販売計画を策定するものとする。

(2) サポート対応

① 初期設定

土地改良区が会計ソフトの初期設定（第2の1の（3））を行う際には、原則として無償で電話及びメールにより対応するものとする。

② バージョンアップ等対応

土地改良区会計基準等の改正、税制改正、Windows又はミドルウェアのバージョンアップ等に伴い、会計ソフトの修正等が必要となる場合は、原則として無償で対応するものとする。

③ 問い合わせ対応

会計ソフトの操作方法に関する土地改良区からの電話及びメールでの問い合わせに対しては、原則として無償で対応できるサポート体制を整備するものとする。（会計ソフトの操作方法以外の問い合わせ（土地改良区会計基準の内容等）には、行政機関又は地方連合会が対応するものとする。）

④ 追加サポート

上記①から③以外の次のサポートについては、その内容に応じて、有償とすることができるものとする。

ア クラウド方式により会計ソフトを使用する場合（サーバー使用料等）

イ 土地改良区の事務所を訪問してサポートする場合

ウ 遠隔操作によりサポートする場合

エ その他

⑤ サポート期間

上記①から③の無償によるサポートについては、少なくとも事業実施期間と事業実施終了年度の翌年度以降の4年間において行うこととする。

(3) 補助対象経費

会計ソフトの販売促進費用及び広告費用等の販売に関する経費は補助対象外とする。なお、原則として無償で対応するサポート（上記（2）の④を除く。）に要する経費のうち第6に規定するものを補助の対象とし、あらかじめ、会計ソフトの開発に係る経費に含めることができるものとする。

第3 知的財産権等の帰属等

1 知的財産権等の帰属

本事業により行った会計ソフトの開発に係る知的財産権及び開発した会計ソフトの売買に係る権利は、事業実施主体に帰属するものとする。

2 知的財産権等の譲渡

本事業により行った会計ソフトの開発に係る知的財産権及び開発した会計ソフトの売買に係る権利の全部又は一部を譲渡する場合には、農林水産省の承諾を得るものとする。

第4 事業収益状況の報告及び収益納付

1 事業収益状況の報告

会計ソフトの開発に係る知的財産権の譲渡若しくは当該知的財産権を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた収益又は本事業により開発された会計ソフトを自ら販売した場合の販売実績等、本事業の実施により生じた収益の状況について、本事業実施期間及び事業実施終了年度の翌年度以降の4年間において、毎年度、農林水産省に報告するものとする。

2 収益納付

1により事業収益状況を報告する期間において、本事業の実施により収益が生じた場合には、交付された補助金の額を限度として、次の区分に応じて定める額を国に納付するものとする。

- (1) 会計ソフトの開発に係る知的財産権の譲渡等、事業の成果の供与により収益が生じた場合 毎年度の当該収益の額
- (2) 会計ソフトの販売により収益が生じた場合 毎年度の当該収益の額に2分の1を乗じて得た額

第5 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であつて、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 地方公共団体、民間企業、公認会計士、税理士、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会、その他農業団体を対象とした会計ソフトの開発又は販売の

実績があること。

- (5) 本事業により開発する会計ソフトを全国の土地改良区及び土地改良区連合に販売し、初期設定や導入後のサポートに対応できる体制を構築できること。

第6 補助対象経費の範囲

	項目	内容
1	賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2	報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月28日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第7 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第8 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、35,000,000円以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要となる経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

第9 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。
日時：令和元年5月27日（月曜日）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》
場所：農林水産省庁舎内会議室《参加者に対し別途連絡する。》
- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する説明会出席届」を令和元年5月23日（木曜日）午後6時15分までに第10の4「提出・照会等窓口」へ提出すること（FAXによる提出も可とする。）。

第10 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - (1) 「令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2） 1部
 - (2) 課題提案書（別紙様式3） 15部
 - (3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》 15部
 - (4) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約 1部
 - (5) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 1部
- 2 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
- 3 提出期限
令和元年6月7日（金曜日）午後6時15分まで
（郵送の場合は、令和元年6月7日（金曜日）午後6時15分までに窓口必着とする。）
- 4 提出・照会等窓口
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
（北別館5階ドア番号：北513）
TEL：03-3502-8111（代表）
FAX：03-3501-4950
担当者：課長 補佐 高橋 宏昭（カハツ ヒロアキ：内線5475）
推進第1係長 細貝 輝（ホカガイ アキラ：内線5475）

第11 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は別紙様式3を使用し、A4版で14枚以内、片面印刷とすること。図表等を用いてもよい。
また、課題提案書は日本語で記載すること。
- 2 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は

返却しない。

- 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第12 課題提案書の選定

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第13 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ令和元年6月28日までに通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第14 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5か年の間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月28日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

(別紙様式1)

令和元年 月 日

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印不要)

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する
説明会出席届

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する説明会に下記の
担当者が出席するので、届け出ます。

記

(担当者)
所属・役職
氏 名
電話番号
FAX番号

(別紙様式2)

令和元年 月 日

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印不要)

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する
課題提案書の提出について

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）に関する課題提案書の下
記のとおり提出します。

記

課題提案書 15 部（正本 1 部、副本 14 部）

(別紙様式3)

提 案 書

事業名 令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）

<p>(1) 事業実施方針及び内容 ※A4版1ページ以内 MS明朝12ポイント全角</p>
<p>※ 公募要領第2の【目的】を踏まえて、会計ソフトの開発（現場適合性調査を含む。）、販売及びサポートにおける実施方針を具体的に記載すること。</p>
<p>(2) 事業実施計画 ※A4版5ページ以内 MS明朝12ポイント全角</p>
<p>※ 会計ソフトの開発計画（現場適合性調査を含む。）及びスケジュールについて具体的に記載すること。 ※ 開発したソフトの販売見込を含む販売計画及びスケジュールについて具体的に記載すること。 ※ 販売後のサポート計画について具体的に記載すること。</p>
<p>(3) 事業実施手法 ※A4版5ページ以内 MS明朝12ポイント全角</p>
<p>※ 公募要領第2の【事業内容】の全ての事項について、実施内容と手法を具体的に記載すること。</p>
<p>(4) 事業実施体制 ※A4版3ページ以内 MS明朝12ポイント全角</p>
<p>※ 会計ソフトの開発を行う技術者の配置及び体制について記載すること。 ※ 会計ソフトの開発及び販売の実績を記載すること。 ※ 会計ソフトの販売及び販売後のサポートを行う体制について記載すること。 ※ 土地改良区の運営及び会計基準に精通している者の配置状況について記載すること。</p>

(別紙様式4)

令和元年度土地改良区体制強化事業（複式簿記導入促進対策）
補助事業費内訳書

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考 (積算基礎)
		国庫補助金	その他	
1 会計ソフトの開発等 (1) 開発 (2) 導入サポート				
2 会計ソフトの現場適合性調査				
合計				